

滋賀労働



滋賀県労働広報紙

650号
2019

滋賀県各地でメーデーが開催されました

連合滋賀と一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会は、第90回滋賀県労働者統一メーデーを4月27日に県内4ヶ所で開催し、計5,200人が参加しました。中央集会は、ひこね市文化プラザで開催され、1,000人が参加しました。

式典では、『改めてメーデーの原点や意義を振り返り、すべての仲間が団結・連帯することの重要性を認識しよう』『災害を風化させることなく、防災・減災などの取り組みとあわせ、被災地の復興と地域の安全を守る運動を展開していく』『この4月から、改正労働基準法をはじめとする、働き方改革関連法が施行された。誰もが健やかに安心して働き続けられるよう、36協定の遵守など真に働く者のための働き方改革を確実に遂行していかなければならない』

『世界の恒久平和に向けた運動の強化とともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成のために、すべての仲間の連帯と国内外の関係諸団体との連携によって、笑顔あふれる未来に向けて、全力を挙げて取り組む』などのメーデー宣言を採択し、『格差をなくし、平和を守る！笑顔あふれる未来をつくろう すべての仲間の連帯で！』をスローガンとして確認しました。

また、滋賀県労連等を中心とする県民メーデー実行委員会は、第90回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催し、計783人が参加しました。中央集会は天津市の膳所城跡公園で開催され、300人が参加しました。今年のメーデースローガンを『働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう』とし、『8時間働いて普通に暮らせる賃金・働くルールの確立』『なくせ貧困と格差。大幅賃上げ・底上げで景気回復、地域活性化』『めざせ最賃1500円、全国一律最賃制の実現』『年金・医療・介護など社会保障制度の拡充』などをメインスローガンに掲げ、参加者に団結を呼びかけました。その後、メーデー宣言では『地域間格差が人不足や地域経済、中小企業の疲弊を加速させる悪循環』とし、『人間らしい働き方を実現させ、あたりまえの暮らしを取り戻す』ことなどが確認されました。参加者らは集会の後、デモ行進を行い『貧困と格差をなくそう』などを訴えました。



目次

- 表紙 滋賀県各地でメーデー開催
- P2 「雇用推進行労使会議チャレンジしが」開催報告
滋賀県外国人材受入サポートセンターを開設しました
- P3 シニアジョブステーション滋賀のご案内
- P4 「しがヤングジョブパーク」のご案内
生産性向上支援訓練&基礎的ITセミナースケジュール
- P5 おうみの名工、おうみ若者マイスター～推薦の受付について～
- P6 在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内
公的資格試験 能力評価試験のご案内
- P7 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の制定について
「産業育成のための情報基盤整備」事業について
- P8 労働保険年度更新手続についてお知らせ
- P9 滋賀働き方改革推進支援センターのご案内
- P10 労働委員会だより
- P11 2019年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内
経済センサス-基礎調査へのご協力をお願い
- P12 シルバー人材センターからのお知らせ
WORKしが

7月1日～7日は全国安全週間です

〈平成31年度スローガン〉

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

第14回「雇用推進行労使会議チャレンジしが」が開催されました

滋賀県、滋賀労働局、連合滋賀、一般社団法人滋賀経済産業協会の4者で構成する「雇用推進行労使会議チャレンジしが」の第14回トップ会議が3月20日に県公館で開催されました。

今回の会議では、4者で策定した「平成31年度滋賀県雇用推進プラン」の最重点課題とした「人材確保対策の推進」をテーマに、若者、女性、障害者、高齢者など誰もが活躍することにより県内企業の人材確保につなげることや、入国管理法の改正に伴う新たな在留資格の外国人材の適切な受入れなどについて、4者が意見交換を行いました。また、これらの取組を一致協力して推進し、働きやすい滋賀を目指していくことを確認する共同宣言を行いました。



平成31年4月1日

滋賀県外国人材受入サポートセンターを開設しました

県内企業向けの相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設するとともに、企業を対象としたセミナーを開催するなど、人材不足に直面する県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受け入れることができるよう必要な支援を実施しています。

○主な事業内容

(1) 相談事業

①相談窓口の開設

センター内に窓口を設置し、外国人材の受入に関する企業の相談に対応

②訪問相談の実施

要請のあった県内企業を訪問し、外国人材の受入に関する企業の相談に対応

③主な相談内容

- ・外国人材の雇用方法に関する相談
- ・新しい在留資格に関する相談
- ・技能実習制度に関する相談
- ・外国人留学生に関する相談
- ・外国人材の雇用に関する労務管理、受入環境整備に関する相談 等

④相談体制

【窓口対応】統括アドバイザー 1名（技能実習生受入等の実務経験者）

【訪問相談】アドバイザー 4名（行政書士、技能実習生受入等の実務経験者）

【相談受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） 10時～17時

(2) セミナー開催

外国人材の雇用や受入環境整備等に関するセミナーを開催

(3) 出張相談会

2名のアドバイザーが県内の公共職業安定所の管轄ごとの6地域において、それぞれ月1回の出張相談を実施

○センター連絡先

滋賀県外国人材受入サポートセンター

住所：滋賀県大津市中央三丁目2番1号 セザール大津森田ビル7階

TEL：077-523-7660 FAX：077-523-7666 E-mail：support@shiga-gsc.com

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758

シニアジョブステーション滋賀のご案内

「シニアジョブステーション滋賀」は、中高年齢者の多様な働き方を応援するため、キャリアカウンセリングから求人情報の提供、職業紹介などの支援をワンストップで行う就労支援窓口として滋賀県と滋賀労働局が一体的に運営しています。

また、平成31年4月から、新たに「企業相談コーナー」を設置し、人材確保にお悩みの企業等を対象とした人材確保・活用に向けた職場環境改善や職場定着のアドバイス等を行っています。

- 利用時間** 8:30～17:00まで（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業）
（相談受付は概ね16:00まで）

- 利用対象者** ①概ね45歳以上の就労を希望する方
②中高年人材の採用・定着を希望する企業・事業者

●業務内容

| コーナー | | 主な業務内容 |
|---------------|---------------|---|
| ハローワーク 大津 | 職業相談・職業紹介コーナー | ハローワークの求人情報の提供や紹介状の発行、職業相談、求人企業との面談予約など |
| | 求人検索コーナー | 求人情報を照会できる自己検索機を設置 |
| シニア相談 コーナー | 個別相談コーナー | 個別コンサルティング、支援プラン作成、マッチング支援、適性診断 |
| | セミナー等 | 就労支援セミナー、就労意欲喚起セミナー、企業向けセミナー、面接会、出張相談など |
| 企業相談 コーナー | 企業向け相談コーナー | 人材確保・人材活用のプランニング支援など |
| カウンセリングルーム | | 福祉のお仕事出張相談（毎月第2木曜午後）、模擬面接の練習、個別相談など |

- 相談** ・1回50分程度、予約優先（何度でも利用できます）
・無料（シニアジョブステーション滋賀でのご相談は、失業認定の際の求職活動実績となります。）

- 設置場所** 大津市梅林1丁目3-10滋賀ビル5F（JR大津駅北口から徒歩2分）

●定期出張相談

より多くの方々にご相談いただけるよう、次のとおり出張相談を実施します。カウンセリングの有資格者が、お仕事に関わる様々なご相談をマンツーマンでお受けします。完全予約制。（当日でも空きがあれば予約可能）

- ・ハローワーク彦根：毎月第2・第4水曜日(10:00～11:30)
- ・ハローワーク東近江：毎月第3月曜日（13:00～17:00）
- ・ハローワーク甲賀：毎月第2木曜日(10:00～17:00)
- ・ハローワーク長浜：毎月第1木曜日(11:00～17:00)

●各種セミナーの開催

就職活動やライフプランに役立つセミナーを開催しています。

- 連絡先** シニアジョブステーション滋賀
TEL：077-521-5421/FAX：077-521-5455
E-mail：s-job@bird.ocn.ne.jp

[ホームページはこちら](#)

シニアジョブ滋賀 検索

- 【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3759

「しがヤングジョブパーク」では若年求職者の就職・定着支援、県内企業の若手人材確保を支援しています！

平成31年4月1日より「おうみ若者未来サポートセンター」から「しがヤングジョブパーク」に名称を変更し、学生を含む若年求職者の就職相談窓口「キャリアカウンセリングコーナー」と県内企業の人材確保相談窓口「人材確保支援コーナー」を設置しました。

また、セミナーやマッチングイベント、インターンシップ等各種事業を総合的に実施することで、若年求職者の県内企業への就職と職場定着を支援するとともに、人材不足に直面する県内企業の若手人材確保を双方向的に支援しています。

○主な事業内容

(1) 相談事業

①キャリアカウンセリングコーナー

- ・学生を含む若年求職者の就職相談を受け、就職や職場定着を支援
- ・県内企業の情報紹介、各種イベントの紹介
- ・県内大学等の学内就活イベントに参加して相談対応

②人材確保支援コーナー

- ・県内企業に対して、人材確保や育成に関する提案等を実施
- ・パーク内での相談対応、企業訪問を実施

(2) 各種イベント

①就職面接会等

- ・年3回、卒業年次の学生等を対象に就職面接会を開催

②合同企業説明会

- ・年4回、卒業年次未満の学生等を対象に、合同企業説明会を開催

③若者未来塾

- ・年100回、パーク利用者・大学生・若手社員を対象に、人材育成や就職支援等をテーマとしたセミナーを実施

- ・うち8回は、県内外の大学等で出張未来塾を実施
- ・うち3回は、入社1～3年程度の若手社員を対象に、定着支援研修を実施

④企業向けセミナー

- ・年3回、県内企業を対象に、職場環境改善や採用力向上等をテーマとしたセミナーを実施

(3) インターンシップ

- ・夏季・春季に、それぞれ5日間以上のインターンシップ実習のほか、企業研究コース（1日体験型）を実施

○パーク連絡先

しがヤングジョブパーク

住所：滋賀県草津市西渋川一丁目1-14 行岡第一ビル4階
(草津駅西口より徒歩2分)

TEL:077-563-0301 FAX:077-563-0304

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL：077-528-3758

生産性向上支援訓練&基礎的ITセミナースケジュール

従業員の生産性向上に関する様々な課題の解決や現場力の強化に関する研修として「生産性向上支援訓練」及びITの活用や情報セキュリティ等を習得する「基礎的ITセミナー」を実施します。

| 生産性向上に必要な知識等の習得 (生産性向上支援訓練) | | | |
|--------------------------------|------|-------------------------|----------|
| コース名 | 開催日※ | 会場 | 受講料(税込) |
| 組織力強化のための管理 | 6/21 | ポリテクセンター 滋賀 (大津市) | 3,240円/人 |
| 現場社員のための組織行動力向上 | 7/19 | | |
| 生産計画と工程管理 | 7/19 | 彦根商工会議所 | |
| 生産性分析と向上 | 8/7 | ポリテクセンター 滋賀 | |

※ 訓練時間は全て9：30～16：30です。

ポリテクセンター滋賀では「生産性向上人材育成支援センター」を設置し、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた社内研修の提案、職業訓練の実施まで、中小企業等の人材育成に必要な支援を一貫して行っています。
コース内容、申込方法等は下記HPをご参照ください。

【お問合せ先】

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター TEL：077-537-1176 FAX：077-537-1215

今年度開催予定の全コースについては、当センターホームページに掲載しています。

URL：http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html

| 基礎的ITリテラシーの習得 (基礎的ITセミナー) | | |
|------------------------------|---------|----------|
| コース名 | 開催日※ | 受講料(税込) |
| ①業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用 | 6/13～14 | 3,240円/人 |
| ②ムダを発見するための業務とデータの流れの見える化 | 6/14 | 3,240円/人 |
| ③トラブル時に役立つ通信ネットワークの基本 | 6/21 | 2,160円/人 |
| ④情報漏えいの原因と対策 | 7/5 | 2,160円/人 |
| ⑤大量データ処理に活用するデータベース(基本編) | 7/18～19 | 3,240円/人 |
| ⑥業務に役立つ表計算ソフトの関数の活用 | 8/19～20 | 3,240円/人 |
| ⑦RPAによる業務の自動化 | 8/26 | 3,240円/人 |

～基礎的ITセミナー会場～

①... マテリアル彦根パソコン教室(彦根市)

②③④...ポリテクセンター滋賀(大津市)

⑤...キャリアプラザビット滋賀本校(栗東市)

⑥... PCカレッジスタック近江八幡校八木教室(近江八幡市)

⑦... ポリテクカレッジ滋賀(近江八幡市)

ポリテク滋賀 生産性

検索

令和元年度 滋賀県技能者表彰(おうみの名工) おうみ若者マイスター ~推薦の受付について~

滋賀県では、広く社会に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的として、優秀な技能を有し産業の発展や後進の育成指導に功績のあった技能者を「おうみの名工」として表彰しています。また、35歳未満の優秀な技能者を「おうみ若者マイスター」として認定しています。

令和元年度の「おうみの名工」および「おうみ若者マイスター」の候補者の推薦受付は、以下のとおり実施する予定をしています。県内の企業や事業所等において推薦基準に該当する技能者がおられましたら、ぜひご推薦いただきますようお願いします。

【推薦受付・お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3755

☆令和元年度予定

候補者の推薦受付

おうみの名工表彰、おうみ若者マイスター認定 の候補者の推薦受付期限

令和元年7月31日(水)

おうみの名工表彰式、おうみ若者マイスター認定式

令和元年11月11日(月)

☆＜参考＞主な推薦基準(平成30年度) ※次のいずれにも該当する必要があります。

| | |
|-------------------------------|--|
| おうみの名工 表彰 | <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県内に就業している者 2 優秀な技能を有する者 3 滋賀県技能者表彰要綱第2条別表に定める「職業部門、職業分類及び職種」に現に従事している者 4 技能を通じて労働者の福祉の増進および産業の発展に寄与した者 5 特に職業訓練業務に功績のあった者 6 他の技能者の模範と認められる者 |
| おうみ若者 マイスター 認定 | <ol style="list-style-type: none"> 1 滋賀県内に居住または勤務している者 2 認定年度の4月1日現在で35歳未満であり、対象職種に従事している者 3 技能検定1級または単一等級に合格した者、またはこれと同等以上の能力を有する者 4 技能五輪全国大会・技能グランプリにおいて入賞経験があるなど、全国レベル以上の技能競技大会等で優秀な成績を取めたことがある者 |

※令和元年度の候補者の推薦基準等の詳細については、要綱などをご確認願います。



▲平成30年度おうみの名工表彰式



▲平成30年度おうみ若者マイスター認定式

在職者訓練（技能向上セミナー）のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練（技能向上セミナー）を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 電気系（低電圧電気取扱いの基礎知識、第一種電気工事士試験準備、電気主任技術者のための知識など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、プログラマブルコントローラ制御、油圧制御、VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース

機械関係

（実践機械製図、油圧実践技術、空気圧実践技術、精密測定技術、生産現場に活かす品質管理技法、設計ツールを活用した製品設計技術、ステンレス鋼のTIG溶接技能クリニック、切削加工の理論と実際、旋盤加工技術、鉄鋼材の熱処理技術など）

電気・電子関係

（電子回路計測技術、有接点シーケンス制御の実践技術、実践的PLC制御技術、電気系保全実践技術、マイコン制御システム開発技術など）

建築関係

（木造住宅の基本計画技術、在来木造住宅設計実践技術、実践建築設計2次元CAD技術、実践建築設計3次元CAD技術など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

| 滋賀県 | | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 | | |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------|---|--------------------------|
| 施設 | 高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原) | 高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津) | 滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀) | 滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大) |
| 所在地 | 米原市岩脇411-1 | 草津市青地町1093 | 大津市光が丘町3-13 | 近江八幡市古川町1414 |
| TEL | 0749-52-5300 | 077-564-3297 | 077-537-1191 | 0748-31-2252 |
| FAX | 0749-52-5396 | 077-565-1867 | 077-537-1299 | 0748-31-2255 |
| URL | https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/ | | ボリカカ-滋賀ホム-ジ「2019年度能力開発セミナー」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/zaishoku/index.html 滋賀職能大ホム-ジ「2019年度能力開発セミナー」掲載中！ http://www3.jeed.or.jp/shiga/college/business/index.html | |

公的資格試験

能力評価試験のご案内

| | | 前 期 | | | 後 期 | | |
|---------------|----------|--|--------------|--------------|---------------------|--------------|--------------|
| ビジネス・キャリア検定試験 | 目的 | 職務を遂行する上で必要となる知識の習得と事務能力の評価を行うことを目的とした試験です。 | | | | | |
| | 受験申請期間 | 4月15日(月)～7月26日(金) | | | 10月7日(月)～12月13日(金) | | |
| | 試験日/合格発表 | 10月6日(日) / 2・3級:11月8日(金) 1級:12月13日(金) | | | 2月16日(日) / 3月13日(金) | | |
| | 試験分野 | 人事・人材開発・労務管理、経理・財務管理、営業・マーケティング、生産管理、企業法務・総務、ロジスティクス、経営情報システム、経営戦略 | | | | | |
| | 受験料 | 1級 10,000円 | 2級 6,990円 | 3級 5,660円 | BASIC 3,300円 | 2級 7,700円 | 3級 6,200円 |
| | 実施場所 | 滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14) | | | | | |
| 技能コンピュータ評価試験 | 目的 | 教育訓練施設や事業所において、コンピューターを活用した各種サービスを行う人々の能力を評価する試験です。 | | | | | |
| | 受験申請期間 | 6月10日(月)～6月21日(金) | | | 11月11日(月)～11月22日(金) | | |
| | 試験日/合格発表 | 7月7日(日) / 8月19日(月) | | | 12月8日(日) / 1月17日(金) | | |
| | 受験料 | 1級:7,820円 | 2級:6,580円 | 3級:5,250円 | 1級:7,970円 | 2級:6,710円 | 3級:5,350円 |
| | 実施部門 | ワープロ部門、表計算部門 | | 使用ソフト | ワード・エクセル2019 | | |
| | 実施場所 | 志津南まちづくりセンター(草津市若草5丁目10) | | | | | |

※詳細は、ホームページ <http://www.shiga-nokaikyo.or.jp/>に掲載しております。

【お申し込み・お問合せ先】 滋賀県職業能力開発協会 TEL: 077-533-0850

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を 制定しました！

(H31.4.1一部施行/10.1全部施行)

【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。



2. 合理的配慮の提供等を義務化します。(令和元年10月～)

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

| | 差別の禁止 | 合理的配慮の提供 |
|-------|--------|----------|
| 行政機関 | 法律上の義務 | 法律上の義務 |
| 民間事業者 | 法律上の義務 | 条例上の義務 |
| 個人 | 条例上の義務 | 条例上の義務 |

3. 相談・解決の仕組みを整備します。(令和元年10月～)

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方に寄り添い、相談内容をサポートする「地域アドボケーター」を設置します。

また、相談では解決しない事案については、新たに「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みを整備します。

条例の施行にあわせ、合理的配慮の提供に係る費用助成や障害理解のための出前講座を実施しています。
詳細は→<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/syougai Fukushi/303112.html>
をご覧ください。

【お問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進係

TEL : 077-528-3540 FAX : 077-528-4853 E-mail : ec0006@pref.shiga.lg.jp

滋賀県立図書館は 滋賀の産業を応援します！

読んで

ひらめいて

一步先へ！

●「産業育成のための情報基盤整備」事業●

県内企業が必要とする技術・工業分野、ビジネス・経済分野、産業分野の図書を整備して、情報の提供による中小企業の創業、経営の改善、新事業の創出を支援します。

あなたの仕事に役立つ本は 県立図書館や まちの図書館でお借りいただけます。

滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1
ホームページ <http://www.shiga-pref-library>

滋賀労働局からのお知らせ

**労働保険年度更新手続は
6月3日(月)～7月10日(水) までにお願ひします。**

年度更新手続

○労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新手続は、平成30年度の確定保険料と平成31年度(令和元年度)の概算保険料・一般拠出金(石綿健康被害救済法)を、自主的に申告・納付していただく大変重要な手続です。

保険料の申告・納付

○保険料の申告・納付は最寄りの金融機関(銀行・郵便局)、労働基準監督署、ハローワーク(申告のみ)、社会保険・労働保険徴収事務センター(申告のみ)、又は、滋賀労働局総務部労働保険徴収室において早めにお済ませください。

なお、口座振替の事業場は金融機関に申告書を提出することはできません。
また、郵送による申告書の提出(滋賀労働局労働保険徴収室あて)も可能です。

○年度更新申告書の受付・相談会を開催いたしますので、ご利用ください。

| | 実施日時 | 会場 | 所在地 | 電話番号 | |
|----------------|--------------------------------|------------|------------------------------|----------------|--------------|
| 年度更新申告書の受付・相談会 | 6月11日(火) | 9:30-16:00 | 長浜商工会議所 中ホール | 長浜市高田町10-1 | 0749-62-2500 |
| | 6月13日(木) | 9:30-16:00 | 草津商工会議所第4会議室 | 草津市大路2-11-51 | 077-564-5201 |
| | 6月19日(水) | 9:30-16:00 | 甲賀市商工会大ホール | 甲賀市水口町水口5577-2 | 0748-62-1676 |
| | 6月21日(金) | 9:30-16:00 | 高島市商工会(本所) | 高島市安曇川町田中89 | 0740-32-1580 |
| | 6月25日(火) | 9:30-16:00 | 守山商工会議所101号室 | 守山市吉身3丁目11-43 | 077-582-2425 |
| | 6月27日(木) | 9:30-16:00 | 長浜商工会議所 中ホール | 長浜市高田町10-1 | 0749-62-2500 |
| | 7月 4日(木) | 9:30-16:00 | 東近江労働基準監督署 | 東近江市八日市緑町8-14 | 0748-22-0394 |
| | 7月 5日(金) | 9:30-16:00 | 彦根公共職業安定所 | 彦根市西今町58-3 | 0749-22-2500 |
| | 7月 8日(月) | 9:30-16:00 | 東近江労働基準監督署 | 東近江市八日市緑町8-14 | 0748-22-0394 |
| | 7月 9日(火) | 9:30-16:00 | 彦根公共職業安定所 | 彦根市西今町58-3 | 0749-22-2500 |
| | 7月1日(月)～ 7月10日(水) の間の開庁日 | 8:30-17:15 | 大津労働基準監督署会議室 (滋賀労働総合庁舎3階) | 大津市打出浜14番15号 | 077-522-6520 |

【お問合せ先】TEL：077-522-6520 滋賀労働局総務部労働保険徴収室



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。
具体例：解雇、雇止め、賃金未払、賃金引き下げ、セクハラ、パワハラ、配置転換 など

①あっせんにより円満解決 ②あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
③早期解決 ④現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13：00～17：00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13：00～17：00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760



広告

滋賀県社会保険労務士会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階
Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800
http://www.sr-shiga.com/

「滋賀働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【滋賀働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電 話：0120-100-227
メー ル：hatarakikata-shiga@s-keisankyo.or.jp
住 所：大津市打出浜2番1号
「コラボしが21」
5階（一社）滋賀経済産業協会内

【受付時間】

9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からの
ご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金分からない 等

どうぞお気軽に、
ご相談ください。

※（一社）滋賀経済産業協会が厚生労働省の委託事業として実施しています。



労働委員会
だより

労使間のトラブルでお困りではありませんか？



労働委員会が解決のお手伝いをします

労働委員会は、当事者間では解決が困難になってしまった労働組合または労働者個人と使用者との紛争を中立・公正な立場で解決することに努め、よりよい労使関係をつくるためのお手伝いをする専門的な行政機関です。

労働委員会の紛争解決制度

◆不当労働行為の審査 (労働組合と使用者との紛争)

使用者が労働組合法で禁止されている不当労働行為を行ったと思われるとき、労働組合または組合員は救済を申し立てることができます。

例えば…

- ・組合活動を理由に不利益な取扱いを受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

救済申立てがあると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合、これを是正するよう使用者に命令を発します。また、当事者に話し合いによる解決の意向がある場合は、和解を勧めます。

◆労働争議のあっせん (労働組合と使用者との紛争)

労働問題について、当事者間での話し合いによる自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・賃金や一時金の交渉が解決しない。
- ・休暇制度等の労働条件の変更で紛糾している。
- ・人員整理、配置転換等で労使合意に至らない。

◆個別的労使紛争のあっせん (労働者個人と使用者との紛争)

労働者個人と使用者との間で労働条件に関するトラブルの自主的な解決が困難になった場合、労使双方の考えを聴き、歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

例えば…

- ・突然解雇を言い渡された。
- ・賃金を一方的にカットされた。
- ・職場でパワハラを受けている。
- ・配置転換(出向)を命じたが、拒否された。

労働委員会の構成



労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。

◆委員の任命

労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。

労働組合法の要件を満たす労働組合は労働者委員の候補者を推薦することができます。

委員の任期は2年です。委員の任命にあたっての労使委員候補者の推薦については、公告によりお知らせしています。

当委員会では、委員(公・労・使各側1名)による
無料での労働相談を実施しています

★毎月第4金曜日…「月例労働相談」(会場:県庁)
電話での予約(4日前の月曜日午前中まで)をお願いします。

★10月…毎週1回程度開催(会場:県内各地)
詳細は決定次第お知らせします。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。相談の秘密は厳守いたします。

まずはお気軽に下記へお問い合わせください。

【お問合せ先】

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL : 077-528-4472

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/>

21世紀職業財団

2019年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2019年5月21日(火) 13:30~16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室(大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階)

担当講師 客員講師 中崎 郁子

開
催
済

2. パワハラにならないための指導法

部下を一人前に育てるには、時に厳しい指導も必要です。部下の自発性を引き出し、能力発揮へ導くためには、上司の部下育成能力が必須です。上司がパワハラを恐れず効果的に部下を育成するためのポイントを学びます。

開催日時 2019年6月25日(火) 13:30~16:30

場 所 21世紀職業財団関西事務所 研修室(大阪市中央区本町4-4-24住友生命本町第2ビル9階)

担当講師 客員講師 中崎 郁子

3. ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。講師の講評や参加者同士の意見交換からも貴重な気づきが得られ、研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2019年7月2日(火) 9:30~16:30

場 所 鐵鋼會館5・6会議室(大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アーバンビル11階)

担当講師 客員講師 井上 泰世

【お問合せ先】

公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL : (06)4963-3820

FAX : (06)4963-3821

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

URL : http://www.jiwe.or.jp



多彩な力が活きる社会に

21世紀職業財団

日本の未来のために、
とても大切な
調査があります。

調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

◎調査員が外観等から事業所の活動状態などを確認させていただきます。

◎新たに把握した事業所には調査票を配布させていただきます。



経済センサス - 基礎調査

経済センサス

検索

<https://www.stat.go.jp/data/e-census/index.html>



総務省統計局からのお知らせです。



シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習受講生募集

60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習会を開催します。
介護職員初任者研修、生活支援サービス従事者講習、
パソコン初級講習、ガーデニング技能講習、
オフィスクリーニング+整理収納講習 等

◆会員募集

退職者の皆さん、シルバー会員になって地域デビューしませんか。
働く意欲のある60歳以上の皆さんをお待ちしています。
活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センタ
ーのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL : 077-525-4128 FAX : 077-527-9490
URL : <http://www.sjc.ne.jp/shigapref>



WORKしが

企業の魅力を、求職者のみなさまへ発信！

～東京圏からのU！Jターン

就職希望者にもPR！～

「WORKしが」は、滋賀県で就職を希望する方や転職を希望する方に、魅力あふれる県内企業の情報を発信する滋賀県最大級の企業情報サイトです。

多様な人材の採用をお考えの企業の皆様、ぜひご登録ください。

★既に登録済み企業の皆様へ

更新頻度を上げることで、貴社の情報がより求職者の目に留まりやすくなります！

【登録方法】

1. <https://www.workshiga.com/>にアクセス
2. トップページ「企業の皆様へ」をクリック
3. 「企業登録はこちら」をクリック
4. 必要情報を入力・申請
5. ID・パスワードが発行されたら、詳細な企業情報を更新・申請

700社以上の企業
情報を掲載中！



【New!】移住支援事業

移住支援金の対象として滋賀県から選定された求人情報を「WORKしが」に掲載しマッチングが成立した場合は、東京圏から対象市町に移住し就業した方に対して、市町から最大100万円が支給されます。

◆移住支援金の支給対象となる移住・就業者に関する主な要件

- ・転入する直前まで連続して5年以上東京23区に在住、または、東京圏に在住し、転入する3か月前の時点で連続して5年以上東京23区へ通勤していた方で、県内の対象市町へ移住した方。
- ・移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内の方。
- ・転入先の市町に5年以上継続して居住する意思を有している方。
- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進登録企業」に週20時間以上の無期雇用契約に基づき就職し、申請時に連続して3か月以上在職している方。
- ・5年以上継続して就業する意思を有している方。 等

【お問合せ先】

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課就業・人材確保支援係
TEL : 077-528-3758
E-mail : fe0004@pref.shiga.lg.jp

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町4-1-1

TEL : 077-528-3751 FAX:077-528-4873

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/>

E-mail : fe00@pref.shiga.lg.jp